

總 行 行 第 9 4 号  
平成 30 年 4 月 25 日

各都道府県総務部長  
各都道府県議会事務局長  
各指定都市総務局長  
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

### 地方議会に関する地方自治法の解釈等について

地方議会に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）の解釈等について問い合わせ等がありましたので、参考のため次のとおりお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### 1 地方自治法第92条の2等の解釈について

地方自治法第92条の2の規定により、議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者等たることはできないこととされています。これは、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することを趣旨とするものです。

同条の請負は、ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約を含む一方、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られると解されます。したがって、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約や、継続性がない単なる一取引をなすに止まる取引契約は、同条の請負に該当するものではないと解されます。

また、議員又は議員が無限責任社員等を務める企業等が、当該地方公共団体から同法第232条の2の規定による補助金の交付又は同法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けることについては、前者は贈与に類するものであり、後者は議会の議決を経た上で地方公共団体に代わって公の施設の管理を行うものであり、特段の事情がある場合を除き、いずれも当該地方公共団体と営利的な取引関係に立つものではないため、同法第92条の2

の請負に該当するものではないと解されます。

なお、以上の解釈については、同法第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第11号の請負についても同様です。

## 2 地方自治法第123条に係る取組について

地方自治法第123条の規定により、地方議会は書面又は電磁的記録をもって会議録を作成しなくてはならないこととされています。これは、住民の求めに応じて閲覧させることなどにより、議事公開の原則を全うすることを趣旨とするものです。

議会活動の透明性向上の観点から、会議録については、速やかに作成するとともに、住民が閲覧しやすい環境に置くことが重要と考えられます。音声認識技術の活用により会議録作成に係る作業の効率化が図られている事例等も参考にしつつ、会議録のホームページ上の公開等に積極的に取り組んでいただくようお願いします。